

第4章

快適な生活環境のまち

第1節 美しいまちづくりの推進

第2節 環境衛生・環境保全の推進

第3節 良好な生活環境の確保

第4節 上水道の安定供給

第5節 公共下水道の整備

第1節 美しいまちづくりの推進

現況と課題

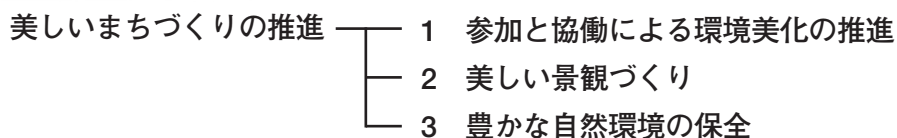
美しいまちは、人々の定住意欲を高め、また町外の人達を惹きつけ、まちを発展させる原動力になります。しかしながら、社会経済の変化や地域社会の意識変化等により、田畑の荒廃、雑種地や荒廃構造物の増加、空き缶や不要品の投棄など、まちの美観を損なう現象が目立つようになりました。

このため行政に携わる者、町民及び民間企業の関係者がそれぞれの責任を自覚し、互いに協力しあって、美しくて魅力のある田布施を実現するために、平成14年に美しいまちづくり推進条例を制定し、約10年が経過します。

この間、町では田布施町環境美化対策推進協議会を中心に、美しいまちづくり推進のための意識啓発及び事業を展開してきました。事業では、毎年5月の第2日曜日を「環境美化推進日」と定め町内一斉清掃を、「地域環境美化モデル事業」として各公民館を中心に環境美化活動を計画的に実施しています。また、5月から10月の毎月第4日曜日に、多くのボランティアの参加により「ふるさと詩情公園の美化活動」として、桜やアジサイの周辺の草刈り・除草作業を実施しています。その他花いっぱい運動や環境美化のボランティアを募り、現在16団体・3個人の登録がされています。今後も、美しいまちづくり条例の理念である町民及び企業と行政が一体となった取り組みが求められます。

※美しいまちづくり
推進条例
行政と町民及び民間
企業が互いに協力し
合って美しくて魅力
のある景観及び環境
をつくるための条例。

施策の体系



主な施策

1 参加と協働による環境美化の推進

- (1) 快適な生活空間が保たれるよう、町民、企業、行政の参加・協働による美化運動を推進するとともに、環境美化意識や生活マナーなどの向上を促進します。
- (2) 美しいまちづくり推進条例に基づき、美化活動への奨励・支援措置を継続します。
- (3) 河川や海岸、道路、空き地、森林等へのごみの不法投棄の防止に努めます。

2 美しい景観づくり

- (1) 農地の有効利用等により、荒廃農地の減少に取り組み、美しい田園風景の保全に努めます。

- (2) 花いっぱい運動等の住民活動を今後も支援し、心安らぐ美しい景観づくりを推進します。

3 豊かな自然環境の保全

- (1) 瀬戸内海国立公園及び石城山県立自然公園の優れた自然の風景の保全に努めます。
- (2) 田布施川流域の水質保全と快適な生活環境の整備を図るため下水道事業の計画的な推進、浄化槽の普及拡大、計画的な植林、保育による人工林の整備などにより、人に優しい自然環境の保全に努めます。
- (3) 開発規制や保安林、鳥獣保護区等の指定により環境保護を図るとともに、貴重な野生生物の保護にも努めます。



第2節 環境衛生・環境保全の推進

現況と課題

「可燃ごみ」は、1市3町で構成する周東環境衛生組合の「清掃センター」で焼却処理を行っています。昭和61年に稼動開始した施設は老朽化が進んでおり、町内にある旧ごみ焼却施設の解体も課題となっています。

「不燃ごみ」や「資源ごみ」は、平生町と構成する熊南総合事務組合の「資源活用センター」で資源ごみや埋立ごみに分別処理しています。埋立処分場は、平成32年度まで埋め立て可能と予測されていますが、新たな最終処分場の確保を検討していく必要があります。[※]

家庭から出されるごみの量（可燃・不燃・資源ごみ）は、平成20年度末の一人1日当たりのごみ排出量は898gとなっていますが、今後ごみの減量化に努

※最終処分場
廃棄物のうちリユース（再利用）やリサイクル（再生利用）が困難なものを処分するため埋め立てる施設。

※3R運動
P38 参照

めていく必要があります。

し尿処理については、民間の2業者が収集し、2市3町で構成する周東環境衛生組合の「衛生センター」に搬入、処理しています。

火葬場（田布施・平生合同斎苑）は、平成16年4月より運用を開始しています。また、墓地については、町営墓地が1箇所あるものの、その管理対策を検討する必要があります。

また、近年、地球温暖化防止の取り組みや地域の自然環境の保全、水質汚濁の防止などについて、町民・企業・行政の連携した取り組みが進められています。

施策の体系

- 環境衛生・環境保全の推進
- 1 3R運動の推進
 - 2 廃棄物・し尿処理対策の充実
 - 3 環境の保全及び啓発活動の推進
 - 4 地球温暖化防止対策の推進



熊南総合事務組合 資源活用センター

主な施策

1 3R運動の推進

自主的な3R運動によるごみの減量化については、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、ごみの発生、排出抑制と減量化を三者が一体となった取り組みを推進します。

2 廃棄物・し尿処理対策の充実

- (1) 廃棄物処理施設の適正な運営・管理を行い、老朽化した施設の計画的な改修に努めます。また、旧ごみ焼却施設の早期解体を検討します。
- (2) 家庭から排出される可燃ごみの内、大きな割合を占める厨芥ごみ（生

※最終処分場
P69 参照

※公共下水道
P17 参照

ごみ) に対して、「生ごみ処理機設置補助事業」などによる堆肥化を図るなどして、可能な限り排出を抑制するよう啓発・指導をします。また事業者には、食品リサイクル法に基づき、食品系廃棄物のリサイクルの実施を依頼し、生ごみの減量化に努めます。なお、道路の法面や田の畦の刈り草などを堆肥化するシステムづくりを検討します。

(3) 現有の最終処分場[※]残余容量が、10年後には限界と見込まれるため、新たな用地の確保が必要となりますが、できるだけごみの減量化・再資源化を推進することにより、延命化を図っていきます。

(4) し尿処理については、公共下水道[※]への転換や合併浄化槽の設置を促進するとともに、既設の浄化槽の適正管理のための指導強化を図ります。

3 環境の保全及び啓発活動の推進

(1) 水質汚濁や大気、土壌など汚染、騒音、振動、悪臭などの事業所による公害を防止するため、監視・指導の強化を図るとともに、企業進出に対しては公害防止協定の締結を積極的に進め、環境汚染の発生が予想される施設に対しては、公害防止設備の導入を促進するとともに立入り検査を行い、公害の防止に努めます。

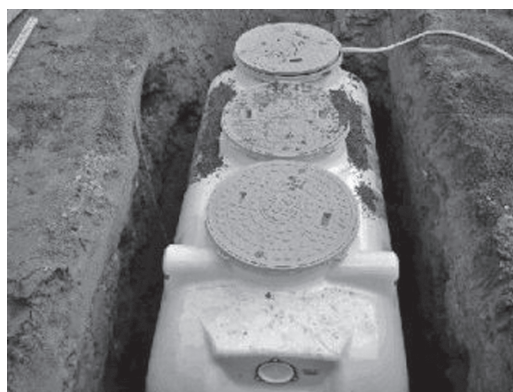
(2) 河川・海の水質汚濁を防止するために、下水道の整備及び合併浄化槽の設置を促進するとともに、家庭排水の浄化、環境負荷のより低い農薬・化学肥料の使用等、住民の環境保全への取り組みを促進します。

(3) 不法投棄の発生箇所などにはパトロールを強化するなど不法投棄防止に努めます。

(4) 住民の清掃活動に対する支援など、住民参加による環境美化活動を促進します。

4 地球温暖化防止対策の推進

低炭素社会と持続的な資源循環型社会の実現に向けて、住民や事業者に対し、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動など、それぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを促進します。



合併浄化槽

第3節 良好な生活環境の確保

現況と課題

民間の宅地開発、住宅建設に対しては、周囲の環境と調和が取れた良質な住宅・宅地の供給と秩序ある住宅地の形成がなされるよう適正な誘導が必要です。しかし、規制にも一定の限界があるため、その対応が課題となっています。

また、高齢化社会を迎え、安心して住み続けられるユニバーサルデザインなど住宅環境や環境負荷の低減を図る工夫が必要となっています。

町営住宅は、約7割が昭和30年から40年に建てた老朽化住宅で、平成19年に策定した「田布施町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替え、住戸改善、用途廃止などを計画的に進めることとしています。

※住宅ストック総合活用計画
既存の公営住宅等を効率かつ総合的に活用するため、建替事業・改善事業等の活用や運用等方針を定めたもの。平成19年3月に計画を策定。

施策の体系

良好な生活環境の確保

- 1 住環境の確保
- 2 公園・広場の有効活用と適正な管理
- 3 町営住宅の整備



波野団地

主な施策

1 住環境の確保

(1) 人と環境にやさしい住宅供給の推進 快適に安心して住み続けられるよう、住宅の情報提供や相談体制の充実に努め、高齢者や障害のある人に配慮した住宅の普及を図ります。また、環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりに向けて、環境負荷を低減するための技術の活用や工夫に関する住宅の情報提供を図り、普及を促進します。

- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり 住民が安全かつ自由に利用できるよう、公共建築物や道路、公園などの公共施設にユニバーサルデザインを取り入れるよう努めます。
- (3) 住宅耐震化の促進 地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修について、「田布施町耐震改修計画」に基づき、建築物の耐震化を促進します。

2 公園・広場の有効活用と適正な管理

- (1) ふるさと詩情公園に童謡や唱歌を楽しむ歌碑を26基設置しています。今後、河川改修に合わせて4基を整備します。また、公園を活用したイベントを企画し、情緒豊かな特色のある公園としての利用を促進します。
- (2) 近隣公園をPRするため、幼児、小学生を対象とした新たなイベントを企画します。
- (3) 河川公園は水と触れ合うことができる場所で、子供に川への関心を持ってもらうため親子のふれあいができる水辺環境の整備や、桜まつりなどイベントでの利用が可能となるようなオープンスペースの整備について、県と協議しながら進めていきます。
- (4) 農村公園、児童公園は、子ども達の遊び場だけでなく、町民にとっても安らぎをあたえてくれる貴重な施設でもあり、今後、地域での活用方法、維持管理体制を検討します。

3 町営住宅の整備

田布施町営住宅ストック総合活用計画に基づく建替、住戸改善、用途廃止を推進し、老朽化している波野、砂田、助政住宅については、地域に配慮した重点住宅団地の集約化を進めます。



詩情公園

※ふるさと詩情公園
懐かしい童謡、唱歌の歌碑 30 基が並ぶ情緒豊かな田布施川沿いを散策する公園。

※イベント
P58 参照

※オープンスペース
空き地。空間。

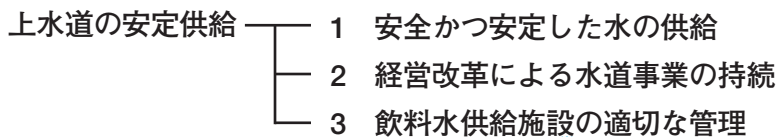
第4節 上水道の安定供給

現況と課題

上水道は、昭和43年に平生町と「田布施・平生水道企業団」を設立し、田布施川や井戸からの取水により、水道用水の供給を開始しました。さらに、水道用水の確保対策として、昭和57年には柳井市等周辺1市9町で「柳井地域広域水道企業団」を設立し、弥栄ダムからの導水事業を行なったことにより、渇水期における水不足は解消されました。

一方、田布施・平生水道企業団の経営は、柳井地域広域水道企業団へ支払う受水費及び田布施川改修に伴う浄水場移転等の多額の企業債発行により、平成12年度から赤字体質が続き、町は多額の繰出を行っています。田布施・平生水道企業団は、経営の健全化を図るために全国的にも先進的な包括委託や職員数の半減、滞納対策の強化、上下水道徴収一本化、企業債の借換などを実施しています。なお、企業債現在高は平成17年度の44億74百万円をピークとして毎年減少していますが、赤字解消までには至っておらず、早急に総合的・抜本的な経営改革を進める必要があります。

施策の体系



主な施策

1 安全かつ安定した水の供給

安全でおいしい水を安定的に供給するため、田布施・平生水道企業団において水質管理体制の強化や計画的な水道施設整備に努めます。

2 経営改革による水道事業の持続

厳しい経営状況にある田布施・平生水道企業団の経営改革及び改善を図る施策を推進していきます。また、県高料金対策補助金の継続を要望します。

3 飲料水供給施設の適切な管理

大平飲料水供給施設については、適切な維持管理に努めます。



田布施・平生水道企業団

第5節 公共下水道の整備

現況と課題

公共下水道は、田布施川流域の水質保全と快適な生活環境の整備を目的として、県が策定した「田布施川流域下水道事業計画」を基に、汚水・雨水の分流式による整備を進めています。また、下水道使用料は、平成21年度から田布施・平生水道企業団に徴収事務を委託し、経費削減に努めています。

田布施町汚水処理構想は、平成22年度に見直しを行い、公共下水道と合併浄化槽による整備に方針を変更しました。合併浄化槽の設置については助成制度がありますが、当面の公共下水道整備予定区域(以下「認可区域」という)内であれば助成対象とならないことから、公共下水道整備の進捗状況により適切な助成制度が必要となっています。

一方、雨水による浸水被害は、宅地開発による遊水地の減少や異常気象による局所的な集中豪雨に伴い、町内各地で発生しており、雨水対策は緊急の課題となっています。

下水道(汚水)整備の実績と計画

(単位:人・%・ha)

区 分	実 績		計 画
	平成19年度	平成21年度	平成27年度
行政人口 A	16,634	16,434	16,583
処理区域内人口 B	5,465	6,220	6,860
水洗化人口 C	4,734	5,507	6,277
普及率 B/A	32.9	37.8	41.4
利用(接続)率 C/B	86.6	88.5	91.5
処理区域面積	197	218	375

注) 各年度とも3月31日現在

資料:建設課・町民福祉課

施策の体系

- 公共下水道の整備
- 1 汚水処理の推進
 - 2 雨水対策の推進

主な施策

1 汚水処理の推進

田布施町汚水処理構想により、原則、計画区域内は公共下水道による下水道整備、その他の地域は合併浄化槽による汚水処理を進めていきます。

しかしながら、公共下水道による汚水処理整備は、長い年月と多額の費用を要するため、認可区域内においては、公共下水道による整備を図ると

※公共下水道
P17 参照

※流域下水道

水域の水質をきれいに保つために、2つ以上の市町村が広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的に、県が処理場と流域幹線を、市町村が行政区域内の家庭や工場からの下水を集めるための管渠を建設し維持管理を行うもの。

※分流式

汚水管路と雨水用管路を2つ埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流する方式。

※認可区域

下水道を設置するためにあらかじめ事業計画を定め、国・県の認可を受けて工事が施工できる区域。

※遊水地

洪水時に、河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行う池・湖沼。また、同様の目的で使う空き地・原野など。

第3編 基本計画

※処理区域

下水道が整備され、トイレの汚水や台所ふろ場などの生活排水を終末処理場で処理できるようになった区域。

ともに、公共下水道の整備が早期に見込まれない箇所については、合併浄化槽の設置に対する補助制度を検討します。

また、認可区域外においては公共下水道または合併浄化槽による効率的な手法により整備を図ります。

2 雨水対策の推進

県は田布施川、灸川、新堀川において河川改修を進めており、特に新堀川河川改修は、田布施町流域関連公共下水道事業計画（雨水）との関連が強いため県との整合性を図りながら町の雨水幹線を整備します。

また、雨水幹線の整備方針としては、県事業を継続して市街地の最下流部から年次的に水路の整備を計画していきます。河川や水路は長期的な計画のもとに整備されることから、浸水地区の現況を改善するための早期対策も必要となる暫定措置として対応を検討していきます。対策としては貯留施設の設置や新たなポンプ設置による排水能力の向上などが考えられます。

※貯留施設

激しく雨が降った時、急激に川へ流れ出るのを防いで雨水を一時的に貯留し、水位上昇を抑える施設。